

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

(御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の
一部改正)

第1条 御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条
例(平成30年御杖村条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を
「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、時期的方式その他人の知覚によ
っては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項においても同じ。)
に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第37条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認
識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報
処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正)

第2条 御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例(平成25年御杖村条例第2号)の一部を次のように改正す
る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を
「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によ
っては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)
に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第203条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっ
ては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情
報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び
に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年御杖村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第91条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(御杖村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 御杖村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年御杖村条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第38条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第38条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。